

# 会計事務所がこっそり教える 税金マル得情報

2022年8月号

## 「保険料贈与プランの本当のメリット」

### 1. 保険料贈与プランとは？

①父親が子供にお金を贈与、②このお金で生命保険に加入(契約者(=保険料負担者):子供、被保険者:父親、保険金受取人:子供)というプランがあります。これを「保険料贈与プラン」と言います。

そして、父親の死亡時に子供は死亡保険金を受け取りますが、子供は保険料を自己負担して保険金を受け取るので、一時所得として所得税(住民税を含む)が課されます。そして、一時所得は「(所得-50万円)×1/2」に対する課税なので、税金が安く済みます。

この流れなので、生保営業の方が「1/2 課税なので、相続税より所得税の方が得です。」と説明していることがかなり多いです。しかし、それは間違っています。

### 2. 具体的計算

分かりやすいように、数字を少し極端にしますが、たとえば、お父さんのお金の一部(100万円)を前提に考えてみましょう。

○ 生命保険に加入せず、相続を迎えた場合

父親が「超」富裕層であり、相続税の税率が50%と仮定すると、お金100万円に対して相続税50万円が課され、50万円が税引き後のお金として残る。

○ 生命保険に加入して、相続を迎えた場合

- ・ 父親が子供にお金100万円を贈与する。
- ・ 保険料贈与プランの生命保険に加入する。
- ・ その後、父親が他界する。
- ・ 子供に死亡保険金1億円が入金される。
- ・ 子供の所得税

$(1\text{億円} - 100\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2 = 4,925\text{万円}$

$4,925\text{万円} \times 55\%(\text{税率}) = \text{約} 2,700\text{万円}$

- ・ 子供の税引き後の手取額

$1\text{億円} - \text{約} 2,700\text{万円} = \text{約} 7,300\text{万円}$

これを比較してみると、こうなります。

	税金	税引き後
生命保険未加入	50万円	50万円
生命保険加入	約2,700万円	約7,300万円

計算を単純にするために、贈与税を払わない100万円としましたが、贈与税を支払う場合でも考え方は同じです。このとおり見てみると、生命保険に加入した場合の方が生命保険に加入しなかった場合よりも税金は多くなっています。しかし、「税引き後の手取額」も生命保険に加入した場合の方が多くなっています。だから、**保険料贈与プランの「本当のメリット」は税の論点ではなく、「保険料と死亡保険金の乖離(=税引き後の手取額が増加すること)」なのです。**

しかし、これを税金が減る観点から説明されていることが多いので、次の状況が発生している訳です。

○ お客様が「税金が減るプランなら、贈与税を支払わない方が得」と勘違い→**お客様は「贈与税は高い」と誤解していることが多い。**高額な生前贈与をした方が得なのに、110万円の贈与をする。これを原資とする保険料贈与プランも低額になる。

○ 贈与税と相続税の一体課税が不透明だから、贈与に躊躇している。→「税の観点」から考えているからそうなる。保険料贈与プランの「本当のメリット」は「税金が減ること」ではなく、「手取額の増加」だから、一体課税がどうなるかに関係なく、加入するメリットは発生する。**仮に保険料贈与プランを実行したことにより税金が増えたとしても、「増えた税金<保険料と保険金の乖離額」となれば、「税引き後の手取額」は増え、保険料贈与プランは成り立つ訳です。**ここは多くの方が誤解されている部分なのです。